



三次市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の4第5項の規定により実施された個別外部監査の結果に係る措置について、同条第6項において準用する同法第252条の3第6項の規定により、三次市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

令和元年8月19日

三次市監査委員 升 本 美知子
三次市監査委員 岡 田 美津子



2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

（公益社団法人三次市シルバー人材センター）

総務企画部総務課

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>1 公益目的事業が黒字であり，収支相償を満たせていない。また意思決定機関である理事会において適切な対応がとられていない。</p>	<p>理事会において収支相償の件は，承認可決され，広島県総務課（公益法人担当）に対しても報告をしている。</p> <p>また，監査後，別紙資料の通り内閣府からのシルバー人材センター等における会計処理についての回答（剰余金の運転資金等としての取扱い）において，「認定法において法人会計の黒字を直接規制する規程はなく，適正な範囲内の法人会計の黒字は問題ない。」とされた。</p>
<p>2 平成30年3月末に計上すべき退職給付引当金は7,367,899円であるが，平成30年3月末の貸借対照表には6,575,856円しか計上されておらず，792,043円が引当不足となっている。</p>	<p>平成30年度決算において，適正に処理した。</p>
<p>3 財務規程において，「每事業年度1回以上固定資産台帳と現物照合し，差異のある場合は，所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない。」とされているものの，実際には行われていないため，規程通り每事業年度1回以上固定資産台帳と現物照合する必要がある。</p>	<p>平成31年4月26日開催の理事会において，適正に処理した。</p>

意見	対応
1 未収金の貸倒処理する基準を整備することにより、貸倒処理する時期が明確となる。	未収金回収基準並びに回収不能債権処理基準を制定した。
2 独自事業の収支が均衡となるように、独自事業の将来計画や独自事業が黒字となるような取組を行っていくことが必要と考えられる。	他センターの取組事例の情報を収集し、集客を増やすための更なるPRに努める。
3 すでに使用していない固定資産もあるため、理事長もしくは理事会の承認を得て処分することが望まれる。	平成31年4月26日開催の理事会において、適正に処理した。
4 会員の入会及び退会の情報は、システムに担当者が入会申込書及び退会届をもとに入力及び退会処理しているが、入力内容のチェックはなされておらず、誤った情報が登録されてもすぐには発見されない恐れがあるため、ダブルチェックを実施することが望まれる。	監査後、ダブルチェックを行っている。
5 三次市シルバー人材センターの組織内容等の周知また会員拡大のためには、三次市シルバー人材センターの認知度を上げるため、市広報紙へ特集記事の依頼が必要であると思われる。全世帯に配布される市広報紙の利用が一番効果的である。実際、安芸高田市のシルバー人材センターは、年1回、表紙本文合わせ3～4ページの記事	ここ数年、担当部局に要望しているが、実現していない。 令和元年度は市広報紙へ有料での広告を掲載している。

<p>が掲載されている。</p>	
<p>6 今後の会員数の増加を図るうえで、他のシルバー人材センターの取組事例を参考とすることが有用と考えられる。</p>	<p>情報を収集し検討する。</p>
<p>7 目標達成するための具体的な行動計画を作り、その行動計画についてPDCAを回すことで改善していくことが有用と考えられる。</p>	<p>総務部会において、策定した第3次中期計画の進捗状況を点検・評価し、次年度以降の事業運営に反映させる。</p>